存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも一年間保存する。

７．合併に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

（１）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

①家畜の種類：

②頭数：

（２）飼養形態（飼養施設の場合）：

（３）家畜排せつ物の処理方法：

８．合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員の法令遵守状況

□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（注意）

□がある場合は、該当する□に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十五号（第八十九条関係）

分割認可申請書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

住　所　又　は
主たる事務所の所在地
分割する法人の名称
代表者の氏名
連　絡　先

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第３項の規定により、法人の分割について認可を受けたいので申請します。

記

１．分割予定年月日：

２．分割により認定畜舎等を承継する法人の名称及び住所：

３．分割の理由：

４．分割に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

５．分割に係る認定畜舎等の所在地：

６．分割に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

（１）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を零とする。